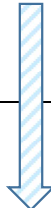


	実務者研修修了により 処遇改善が図られる場合	介護福祉士国家資格取得により 処遇改善が図られる場合
① 申 請	実務者研修を修了した日から 令和9年1月8日 までに 申請書類をそろえ提出してください。(随時受付)	国家試験の受験票の交付を受けた日から 令和9年1月8日 までに 申請書類をそろえ提出してください。(随時受付)
● 審 査	 (県)が審査を行う	 (県)が審査を行う
● 交付決定	 (県)が交付決定を通知	 (県)が交付決定を通知
② 実績報告	(県)から 交付決定通知書が届いたら 実績報告書類を そろえ提出してください。(報告期限は3月31日まで) ※ 実務者研修修了証明書(写)を提出していないかたは 必ず実績報告時に御提出ください。	介護福祉士国家試験の合格発表後、令和9年3月31日 までに 実績報告書類をそろえ提出してください。 ※ 実績報告時までに合格証書が手元に届かない場合は、 インターネットでの合格発表番号部分を印刷し提出してください。 ※ 要件を満たさず補助金の交付を受けられない方も実績報告は 必要です。必要書類を確認いただき、必ず御提出ください。
● 審 査	 (県)が審査を行う	 (県)が審査を行う
● 交付確定	 (県)が交付確定を通知	 (県)が交付確定を通知
③ 補助金支給	(県)から交付確定通知が届きます。	(県)から交付確定通知が届きます。 実績報告時に合格証書(写)を提出していない方は 御提出をお願いします。 合格証書(写)の提出の確認をもって補助金の支給を行います。

※ 記載漏れ、記載誤り、添付漏れなどがありましたら、修正・差替えのための郵送料は本人負担となります。
書類の作成は記入例も御確認のうえ作成をお願いします。